

9 山形県いじめ防止基本方針

山形県いじめ防止基本方針 【概要版】

最終改定 平成29年11月 山形県

- 人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

- いじめの問題を考えるときに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する県民的な課題である。

第Ⅰ章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

(いじめの態様)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

第Ⅱ章 いじめ防止等の基本的施策

未然防止

一学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組ー
(1)「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動」による県民一丸となった運動を展開する。

(2)児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、児童生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。

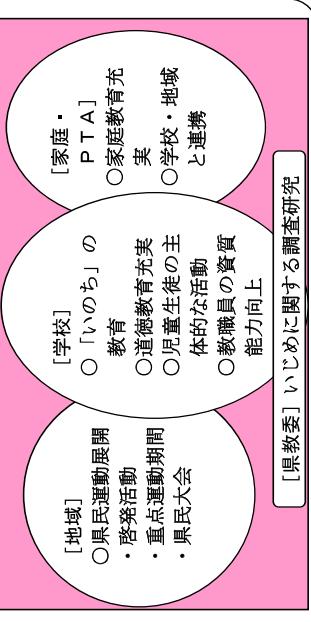
(3)PTA組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組を推進する。

早期発見

ーいじめに気づく、見逃さない努力と工夫ー

- (1)良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級運営に努める。
- (2)アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聞き取り、継続的に注視していく。
- (3)担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。

学校・家庭(PTA)・地域の連携

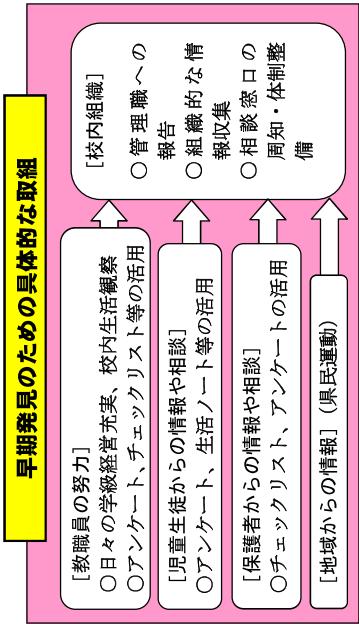


第Ⅲ章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

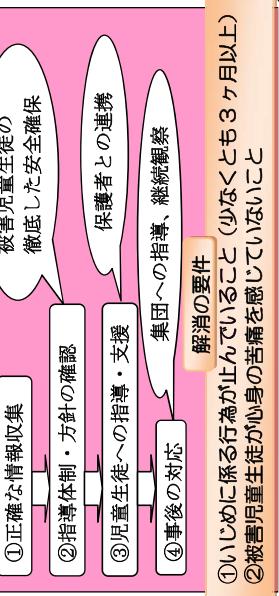
ー日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うー

- 1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- 2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- 3 性同一性障がい、性的指向・性自認に係る児童生徒
- 4 被災児童生徒
※ 東日本大震災、原子力発電所事故により避難

早期発見のための具体的な取組



いじめ発生の場合の適切な対応



第Ⅶ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

基本的な対処の構造



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



第Ⅺ章 重大事態への対応

いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造

山形県いじめ防止基本方針 推進法 12条、条例第3条 → ①いじめ防止対策の基本的な方向性 及び 対策の主な内容

※条例は、目的や附属機関など中核的な部分のみ規定

いじめの防止対策

山形県いじめ問題対策連絡協議会

1. 目的：いじめ防止等に關係する機関・団体の連携を図る。(基本方針に基づく各年度の取組みの計画や実績に関する協議)
2. 構成：会長（知事）、県教育委員会、県教務本部、県総務部、市町村教育委員会、山形県青少年育成県民会議、各校種校長会、県医師会、県臨床心理士会、県弁護士会、県PTA連合会、大学教授等有識者、他

山形県青少年育成県民会議

1. いじめ・非行をなくそう県民運動
2. 地域協議会（組織の強化）

地区協議会（4地区）

1. 各市町村の担当とのいじめ防止対策の協議
2. 市町村民会議
3. 青少年育成連絡協議会等

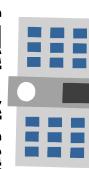
家庭

1. 学校基本方針の作成（推進法 13条）
2. 「いじめ防止対策」組織の設置（推進法 22条）

規範意識の醸成

重大事態発生時

学校への指導・支援



公立学校

重大事態発生時

私立学校

1. 学校基本方針の作成（推進法 13条）
2. 「いじめ防止対策」組織の設置（推進法 22条）

（参考）・県と同様に、重大事態発生の場合
市町村立学校は市町村長へ報告
山形大学附属学校は文部科学大臣へ報告
・地元警察との連携